

答申第101号

平成18年3月31日

神戸市長
矢田立郎様

神戸市情報公開審査会
会長 佐伯彰洋

神戸市情報公開条例第19条の規定に基づく諮問について
(答 申)

平成17年1月21日付神都区清第948号により諮問のありました下記の件について、別紙のとおり答申します。

記

「神戸市区画整理部の職員が作成し、保存している平成15年3月28日に情報公開審査会において、清算課長ほか2名が述べた復命書(報告)の決裁文書原本(平成14年8月21日付神都区清第297号による諮問に係る事案)」
の非公開決定に対する異議申立てについての諮問

別紙

答 申

1 審査会の結論

(1) 実施機関が特定した「議事録」は、申立人が求めている「復命書(報告)」に該当する。

(2) 実施機関が特定した「議事録」の非公開決定において、「決裁欄」、「日時」、「場所」、「出席者」、「清算課」の出席職員名、「市民情報サービス課」の出席職員名、「諮問内容」について非公開とした決定は妥当ではなく、公開すべきである。

「議事内容(要旨)」について非公開とした決定は、妥当である。

2 異議申立ての趣旨

(1) 異議申立人(以下「申立人」という。)は、神戸市情報公開条例(以下「条例」という。)に基づいて、以下の公開請求(以下「本件請求」という。)を行った。

「神戸市区画整理部の職員が作成し、保存している平成15年3月28日に情報公開審査会において、清算課長ほか2名が述べた復命書(報告)の決裁文書原本(平成14年8月21日付神都区清第297号による諮問に係る事案)」

(2) 市長(以下「実施機関」という。)は、本件請求に対し、議事録(以下「本件公文書」という。)を特定し、本件公文書を非公開とする決定を行った。

(3) これに対し、申立人は、本件公文書の非公開決定を取消し、公開を求める異議申立て(以下「本件申立て」という。)を行った。

3 申立人の主張

申立人の主張を、平成17年1月7日付の異議申立書(以下「申立書」という。)、平成18年2月10日付の意見書から要約すれば、概ね以下のとおりである。

実施機関が行った公文書非公開決定処分の取消しを、以下の理由により求める。

実施機関は、申立人が求める文書ではなく職員の思い込みで「議事録」であると勘違いした誤りがある。

申立人が公開を求めた文書は、当然に職員が作成し保存している「報告書」であり、「復命書」であるから、なんら条例第10条第4号に該当するものではない。

申立人が公開を求めて確認したいことは、いつ、陳述した場所、清算課の氏名・役職名、陳述した内容、陳述した内容でなにが条例第10条第4号にどの部分が該当するのか、である。

公文書の公開義務がありながら、条例第10条第4号に該当するとして公開を拒否し、意見交換や意思決定の中立性が損なわれると主張するが、実施機関は本件の諮問になん

ら中立性を損なうことはない。あればどの部分が中立性を著しく損ない、不利益を及ぼすのか、明らかにしていただきたい。また、どのように市民の間に著しい混乱を生じさせるのか、明らかにしていただきたい。

本件の争点は、申立人に対してなぜ隠して見せられないのか、その理由が理解できない。答申に記述していることが、全てで後は申立人に一切隠して見せたくないことが記載されているのか。

本件事案の基本はすでに答申され、しかも、出訴期限を経過しているが、永遠に中立性云々で非公開が正当であるのか、明らかにしていただきたい。

本件は、審査会の議事録の公開を求めているものではない。審査会が、異議申立人から意見を聴取すると同様に、実施機関が理由を陳述したものを実施機関の上司などに報告した決裁文書を公開するように、求めているものである。審査会が、昔答申した記録が公開されているが、これらの答申は、本件にはなじまないものと認められる。

本件争点の根幹になる文書が、実施機関と申立人との間に不一致があり、相違している。実施機関の誤った思い込みである。

4 実施機関の主張

実施機関の主張を、平成 17 年 2 月 25 日付の非公開理由説明書、平成 17 年 9 月 27 日における事情聴取から要約すれば、概ね以下のとおりである。

本件公文書は、平成 15 年 3 月 28 日に開催された神戸市情報公開審査会において、仮換地指定通知書に係る地権者と神戸市職員との交渉記録の公文書を保有していないことによる非公開決定に対する異議申立てについての諮問に関して、その審議内容が記録されたものである。

本件公文書は、実施機関が報告書として作成したものであるが、その内容は実施機関の職員による非公開理由についての説明、審査会委員の発言等、本件審査会の会議の審議に係る情報である。

本件審査会は、条例第 22 条の規定に基づき、情報公開制度の適正かつ円滑な運用を推進するために設置された市長の附属機関であり、実施機関が行った非公開決定処分の妥当性について審議を行うという性格を有している。本件公文書を公開することにより、本件審査会の会議の審議に係る情報が公にされることとなり、本件審査会の意思決定の中立性が著しく損なわれるため、条例第 10 条第 4 号に該当するとして、本件決定を行ったものである。

5 審査会の判断

(1) 本件申立てについて

本件の争点は、申立人及び実施機関の主張からすると次のとおりであり、以下検討す

る。

ア 実施機関が特定した本件公文書が申立人の請求の趣旨に該当する文書であるのか否かについて

イ 実施機関が本件公文書を非公開としたことについての当否について

(2) 本件公文書の該当性について

本件公文書を見分したところによると、「情報公開審査会議事録」と標記されており、清算課の担当職員である「起案者」から「都市計画局長」に至るまで稟議するための「決裁欄」と、審査会が開催された「日時」、「場所」、委員の「出席者」、「清算課」の出席職員名、「市民情報サービス課」の出席職員名、「諮問内容」、「議事内容（要旨）」について、記載されていることが認められる。

申立人はその主張にもあるように、審査会の議事録の公開を求めているのではなく、実施機関が上司などに報告した決裁文書を公開するように求めているとしている。

そうすると、本件公文書は「情報公開審査会議事録」と標記されているものの、「決裁欄」において、都市計画局長まで報告する内容となっていることからすると、本件公文書は、申立人の求めている「復命書（報告）」に該当する文書であることが認められる。

(3) 本件公文書の非公開決定の当否について

つぎに、個別の記載内容について非公開の当否を検討する。

本件公文書中、上司に稟議するための「決裁欄」、審査会が開催された「日時」、「場所」、委員の「出席者」、「清算課」の出席職員名、「市民情報サービス課」の出席職員名、「諮問内容」については、いずれも事実関係を記した報告事項であり、これらの情報が公にされたからといって審査会における口頭審理の内容が明らかになるものではなく、当該審査に支障が生じることはない。

したがって、これらの情報は非公開とする特別の事情もないことから、公開すべきである。

つぎに、「議事内容（要旨）」についてであるが、本件情報は実施機関の職員による非公開理由についての説明、審査会委員の発言内容など審査会での口頭審理の内容が記録されている。

審査会の手続については、条例第 27 条の規定において、「審査会の行う審査の手続は、公開しない」と定めている。その趣旨・目的は、公文書の公開・非公開等の妥当性について行われる審査会の調査審議が公正かつ適切に行われることを確保することであり、その手段として審査会の調査審議に当たっては、非公開審理手続が採用されている。

「審査の手続」には審査会の議事録も含まれ、審議内容について詳細に記録された発言内容を公開すれば、審査会での審査の過程を公にすることとなり、条例第 27 条の規定により保障される非公開審理手続の実効性が担保されないこととなる。

したがって、審査会における発言内容の記録は、条例第 10 条第 6 号に規定する法令秘情報に該当することが認められるため、本件公文書に記載されている「議事内容（要旨）」について非公開とする決定は妥当である。

なお、実施機関においては、非公開理由を条例第 10 条第 4 号に該当することを主張するが、上記のとおり判断した以上、その余のことについて検討するまでもない。

(4) 結論

以上のことから、冒頭の審査会の結論のとおり判断する。

(参 考) 審査の経過

年 月 日	審査会	経 過
平成 17 年 1 月 21 日	-	* 諮問書を受理
平成 17 年 1 月 25 日	第 176 回審査会	* 審議
平成 17 年 2 月 25 日	-	* 実施機関から非公開理由説明書を受理
平成 17 年 4 月 5 日	第 178 回審査会	* 審議
平成 17 年 7 月 19 日	第 180 回審査会	* 審議
平成 17 年 8 月 30 日	第 182 回審査会	* 審議
平成 17 年 9 月 27 日	第 184 回審査会	* 実施機関の職員から非公開理由を聴取 * 審議
平成 17 年 10 月 14 日	第 185 回審査会	* 審議
平成 18 年 2 月 10 日	第 189 回審査会	* 審議
平成 18 年 3 月 27 日	第 190 回審査会	* 審議